交通安全功労個人の審査基準

1　基本的考え方

(1)　長野県交通安全運動推進本部顕彰規程別表の２の顕彰基準に基づくが、役職に伴う仕事のみの実績だけでなく、個人としての具体的な活動内容が基準となる。

(2)　別表の２中「長年にわたって労務を提供」とは、１０年以上とする。

(3)　運転免許を有する者については、原則として過去５年間無事故無違反であること。

2　具体的事例

（顕彰推薦書の「交通安全に功労があったと認められる具体的事項」欄の記述）

○下記記述例は、役職に伴う仕事に関する記述であり、表彰対象にはできない。

例１

○○年△月

□□□□□□□□□□□□協会◇◇◇◇◇◇支部理事に就任

○○年△月

□□□□□□□□□□□□協会◇◇◇◇◇◇支部長に就任

□□協会○○支部長として、組織の円滑な運営と事業の推進に多大な貢献をしている。

○例２～４ は具体的な記述となっており、表彰対象になる。

例２　○○年から、居住地に所在する△△小学校に働きかけて、同校に自転車クラブを発足させ、以来毎年交通安全子供自転車大会に参加させる等、同校生徒に対し積極的な交通安全指導を実施し、学童の交通安全事故防止に尽力している。

例３　自転車業を営む傍ら、小学校児童の自転車整備をボランティアで 20 数年にわたり行ってきました。交通安全教室へも参加され、正しい自転車の乗り方などを指導する等、交通安全に対して意欲的かつ持続的に活動している。

例４　広報用立看板の作成

スピード抑制、シートベルト着用、無灯火自転車への警告等々、手作りの立看板を町内へ掲出広報を継続したところ、形状や内容がユニークであると新聞に報道され、更に広報効果を高めた。